

かじき等流し網漁業の許可等の取扱方針

平成 30 年 5 月 8 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号に規定するかじき等流し網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所を有する者に適用する。

(制限措置)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号において規定する制限措置の内容は、別表 1 に基づき別に定めるものとする。

(許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項及び規則第 11 条第 5 項に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

(条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項に規定する条件は別表 3 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び規則第 15 条第 1 項に規定する許可の有効期間は、1 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第39条第2項及び規則第7条第2項に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から6か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

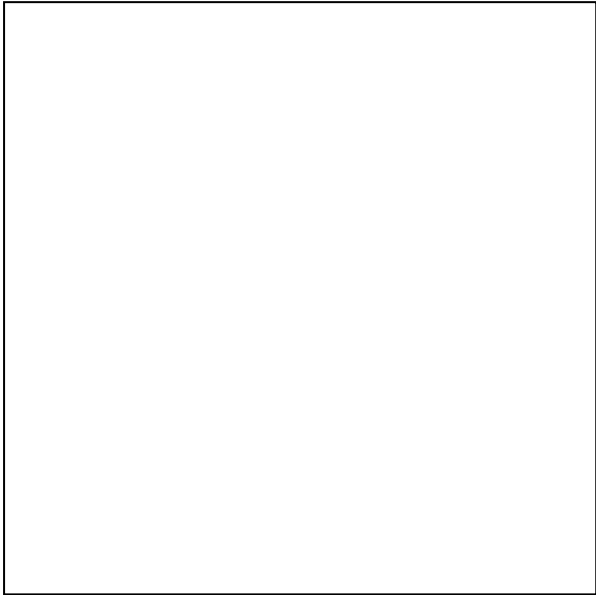
第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条及び規則第17条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項及び規則第18条第2項の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付（規則第27条）及び許可証の再交付（規則第28条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成30年5月8日から施行する。
- 2 平成31年1月31日一部改正。
- 3 令和3年2月15日一部改正。
- 4 令和4年1月19日一部改正。
- 5 令和8年9月25日一部改正。

様式第 1 号



80

80

- 備考 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 数字は、センチメートルとする。

別表 1

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推 進 機 関 の 馬 力 数	船 舶 の 総 ト ン 数	漁 業 者 の 資 格	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 船 舶 等 の 数
	水 産 動 植 物 の 種 類	漁 具 の 種 類 そ の 他 の 漁 業 の 方 法						
かじき 等 流 し 網 漁 業	まぐろ、 かじき、 かつお、 さめ	流し網	岩手 県 沖合 海面	5 月 1 日 か ら 8 月 31 日 ま で	制 限 な し	10 ト ン 未 満	岩 手 県 内 に 住 所 を 有 す る 者	—

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 2 位	第 1 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 3 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 4 位	本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 5 位	第 4 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 6 位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用者として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第 7 位	第 1 ～ 6 位に該当しない者
備考	・ 第 1 位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順。更に同位の場合にはくじ引きとする。 ・ 第 2 ～ 7 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。 ・ 第 1 ～ 5 位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。

※漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業

別表 3

漁業 種類	条件
かじ き等 流し 網漁 業	(1) 東経 142 度 59 分 47 秒の線以東を除く岩手県沖合海面においては、操業してはならない。 (2) 海中における流し網の長さの合計は 6 キロメートルを超えないようにしなければならない。 (3) 流し網の網目の長さ 15 センチメートル以下のもの及び 2 枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。 (4) 敷設した流し網に係る次のア及びイに掲げる浮標に、それぞれア及びイに定めるものを水面上 1.5 メートル（様式第 1 号による標識については、浮標の表面から 2 メートル）以上の高さに掲げなければならない。 ア 両端部の浮標 昼間にあっては、様式第 1 号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあっては白色の灯火（夜間において、視界が良好な場合に少なくとも 2 海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。）及びレーダー反射板。 イ 中間部のおおむね 3 キロメートルごとの浮標 昼間にあっては様式第 1 号による標識、夜間にあっては白色の灯火。 (5) 投網後揚網するまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。 (6) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。